

1-496

82-216

每年一回定期刊行

勞働社會就業案内

明治三十三年五月



社勞會

就業案內

東京市內官廳會社工場之部

- 印刷局印刷部……………一
- 郵便電信集配人……………六
- 電話交換手……………一〇
- 鐵道局運輸部……………一三
- 日本鐵道株式會社……………二〇
- 東京馬車鐵道會社……………二一
- 王子製紙會社……………二五
- 株式會社秀英舍……………二七
- 東京製絨株式會社……………三五
- 合名會社後藤毛織物製造所……………三六
- 株式會社東京石川島造船所……………三八
- 品川製塲所……………四一
- 淺野セメント會社……………四三

日次

○東京精米會社	………	四四
○芝浦製作所	………	四六
○合資會社櫻組	………	四七
○東京株式取引所	………	四八
○東京米穀取引所	………	四八
○東京商品取引所	………	四八
○内國通運株式會社	………	五一

附錄 各種職人

○洋服裁縫職人	………	五四
○錫屋職人	………	五四
○肉切職人	………	五五
○理髮職人	………	五六
○菓菓子職人	………	五七
○料理職人	………	五八
○天麩羅屋職人	………	五九

勞働社會就業案内

官廳會社工場之部

○印刷局印刷部

印刷局は麹町區大手町二丁目にあり。現在職工總員男女八百餘名にして、女工多數を占む。目下尙ほ男女工の募集を爲せり。

▲職工志願者 は、年齢滿十四年以上廿五年以下にて、身體強壯、畧ぼ文字を解し、民事の處分を受けしことなく、市内在住の保證人二名を有する者。

▲職工志願手續 左記第一號書式の書面を差出し、試験を受け、合格の上は、第二號書式の書面を差出すべし。

○第一號書式 (用紙美濃紙)

印刷局印刷部

労働就業案内

官廳會社 工場之部

印刷局印刷部

印刷局は麹町區大手町二丁目にあり。現在職工總員男女八百餘名にして、女工多數を占む。目下尙ほ男女工の募集を爲せり。

職工志願者 は、年齢滿十四年以上廿五年以下にて、身體強壯、畧ぼ文字を解し、民刑事の處分を受けしことなく、市内在住の保證人二名を有する者。

職工志願手續 左記第一號書式の書面を差出し、試験を受け、合格の上は、第二號書式の書面を差出すべし。

○第一號書式 (用紙美濃紙)

印刷局印刷部

- 東京精米會社
- 芝浦製作所
- 合資會社
- 東京株式取引所
- 東京米穀取引所
- 東京商品取引所
- 内國通運株式會社

附録各種職人

- 洋服裁縫職人
- 銃屋職人
- 肉切職人
- 理髮職人
- 東子職人
- 料理職人
- 天理職人

履歷書

何府縣士族、平民「戸主ニアラザルモノハ、戸主トノ關係ヲ記ス」

何 誰

何年 月 日 生
當何月何年何箇月

生地 何府縣國郡區町村番地

原籍

現住所 東京市何區町番地「同居ナレバ其氏名」

一何年何月何々學校ニ入學何年何月卒業

一何年何月ヨリ何業又ハ何職從事罷在何年何月止業又ハ現今何業相營ム

一何年何月迄ニ種痘何回相濟候

一民事刑事ノ處分相受候儀無之候

右之通相違無之候ニ付御試驗合格之上御採用相成候上ハ御規則御命令ヲ遵奉シ勉勵從事可仕候此段奉願候也

明治 年 月 日

右 何 誰 印

印刷局印刷部 課御中

一原籍謄本 「寄留者ハ其區役所ノ證明ヲ附ス」

保證書

何府縣士族、平民「戸主ニアラザルモノハ、戸主トノ關係ヲ記ス」

何 誰

何年 月 日 生
當何月何年何箇月

右ハ性質品行正實ナルコト確認致候者ニ付今般御採用相成候上ハ御規則ヲ遵奉シ勉勵從事致シ決シテ志操ヲ變シ退職等他ニ顧慮スルノ所業無之ハ勿論本人身上ニ關スル不都合ノ事件ハ私共引受措辦可致右保證候也

東京市何區町番地

保證人 何 誰

同

同 何 誰

印刷局印刷部 課御中

○第二號書式 「用紙美濃紙」

印刷局印刷部

▲勤務時間と休日 勤務時間は、一日十時間にて、内四十五分間は喫飯及び休憩に宛てらる。休日は大祭祝日及び日曜日なり。

▲王子抄紙部 印刷局の王子抄紙部は、現在男女職工二千四百七十餘人あり。職工の待遇、志願手續等、總て前記印刷部と同一なり。

○郵便電信集配人

▲募集の期日 東京に於ては、江戸橋東京郵便電信局及び其他各郵便電信支局に於て、其必要ある時、隨時之を募集す。募集の時は、官報又は新聞、及び本局並に支局前に公告す。目下集配人の缺乏甚しければ、志願者は直ちに採用せらるべし。

▲集配人の資格 は、年齢十四年以上五十一年以下の男子にして、身體健全、足力強く、普通讀書の力あるものとす。

▲志願の手續 志願者は、左に掲ぐる雛形に依りて、集配人志願書、履歷書、並に身元引受人及び本人の身元證明書を作り、本局及び支局に差出すべし。

集配人志願書

何府縣何國何郡市何町村何番地
目下何府縣何國何郡市何町村何番地(何某)方
寄留 華土族平民
戸主又ハ何某何男 何 之 誰 生年月日

私儀御局集配人志願に付御試験の上御採用被成下度御採用の上は御規則堅く相守り一々年以上は固より奉職致し誠實に御用相務可申且つ身上に係る一切の事は身元引受人に於て引受可申依て身元證明書相添へ身元引受人運署此段奉願候也

年 月 日 右 何 之 誰 ①

何府縣何國何郡市何町村何番地華土族平民
右身元引受人 何 之 誰 ②

東京郵便電信局御中

履 歷 書

何府縣何國何郡何區何町村何番地
華土族平民
戸主又ハ何男 何 之 誰 生年月日

一 何 々

郵便電信集配人

一 何々
 一 集配人及遞送人服務規則に違背し服務差止められたるも無之候也
 右之通相違無之候也

年 月 日 右 何 某 ④

東京郵便電信局御中

身元證明書

私儀御局集配人志願者何之誰身元引受人に相立候に付き左の件々證明仕候

一 年 齡 何年何月生
 一 重罪及盜罪竊罪詐欺取財の罪に付き刑に處せられたるも無之候
 一 禁錮の刑に處せられたるも無之候
 一 故意を以て郵便電信に關する罪を犯し其刑に處せられたるも無之候
 一 賭博犯に付き懲罪に處せられたるも無之候
 一 身代限りの處分を受けたるも無之候
 一 右之通相違無之候也

年 月 日 何府縣何郡市何町村何番地華士族平民
 東京郵便電信局 御 中 右身元引受人 何 某 ④

前書何某本區在籍者にして各項とも抵觸の廉無之候
 何 區 長 何 某 ④

身元證明書

私儀御局集配人志願に付き左の件々證明仕候

一 自己の都合に依り三度以上遞送人又は集配人の職を辭したるも無之候
 一 右之通相違無之候也

年 月 日 何府縣何郡市何町村何番地
 東京郵便電信局 御 中 何 某 ④

前書何某本區在籍にして印鑑符合す尙ほ第一項より 項迄抵觸したるも無之候
 右證明候也
 年 月 日 何 區 町 村 長 何 某 ④

▲給料
でに至る。

最初は實地見習として日給二十七錢を支給せられ、夫より日給五十錢までに至る。

郵便電信集配人

一 處刑又ハ身代限等ノ處分ヲ受ケタルコトナシ
右之通相違無之候也

年 月 日

右 何 某

▲試験の科目 は左の如し。

- 一、讀書 電信電話に關する規則類
- 二、作文 簡牘文
- 三、筆跡 楷書行書
- 四、算術 加減乗除

其他便宜一二の科目を増すことあり。

▲試験及第者 は、必要に應じ、隨時見習とし、交換の實務を練習せしめたる上、適當と認めたる者より、順次電話交換手に採用せらる。而して此見習中は、一日金十銭の手當を給せらる。

▲電話交換手の給料 は、日給金五十銭以下にして、初採用者は概ね女子(晝勤)なれば日給十八銭、男子(夜勤)なれば日給貳拾五銭なるが、漸次五十銭迄昇給するも

のどす。尙ほ手當として、特別勉勵の者には、年末に於て七圓以内を給與せらる。其他場合に依り、臨時手當金を給與せらるゝこともあり。

○鐵道局運輸部

▲傳習所 鐵道局運輸部員養成の爲め、同部内に「鐵道運輸事務傳習所」といふもの設置しあり、其規則書は左の如し。

鐵道運輸事務傳習所規則

第一章 總 則

第一條 本所は鐵道運輸に關する一般事務の概要を教示し運輸部員を養成するを以て目的とす
第二條 傳習生修業期限を定むるは左の如し但し本科生は速成科を卒りたる後本所の見込を以て就學せしむるものとす

速成科生	六箇月
本科生	一箇年

第三條 傳習生には其課業に要する書籍類及器具器械を貸與し若くは其他の用品を給與することあるべし且在學中手當として日額金拾錢を支給すべし

但病氣又は事故不參の日は支給せざるべし
第四條 修學中途にして退學し若くは退學を命ぜられ又は卒業後就職せざるときは手當金及學費一箇月金五十

○電話交換手

▲試験の期日 試験は、各電話交換局に於て須要に應じ、隨時募集す。此期日は、官報又は新聞紙を以て公告せらるべし。

▲受験資格 男女共（女子なれば夫なき者）年齢十三年以上廿三年以下にして、身體強健、殊に視聽二官共に善良にして、言語明晰、動作敏捷、諸事叮嚀なるを要す。尙ほ左の各項に當る者は、電話交換手たることを得ず。

一、故意を以て電信電話に關する罪を犯し、刑に處せられたる者。

二、禁錮以上の刑に處せられたる者。

三、懲戒に依り免官となり二年を経ざる者。

四、身代限の處分を受け、債務を辨濟せず、及び家資分散、又は破産の宣告を受け復權せざる者。

▲試験の手續 試験志願者は、左の雜形に據りて受験願書、及び履歷書を差出すべし。

受験願

（用紙半紙）

族籍住所身分

何 某

年 號 月 日生

右者御局電話交換手志願ニ付試験御執行ノ時御試験ニ相應シ度別紙履歷書相添ヘ此段願上候也

明治 年 月 日

右 何 某

東京電話交換局長 殿

履歷書

（用紙半紙）

族籍住所身分

戸主或は誰子弟女妹

何 某

年 號 月 日生

一 明治何年何月某學校卒業

一 何年何月迄何學修業

一 何々

一 兵役ニ關スル事項、女子ナレバ婚姻ニ關スル事項

電話交換手

一 處刑又ハ身代限等ノ處分ヲ受ケタルコトナシ
右之通相違無之候也

年 月 日

右 何 一 某

▲試験の科目は左の如し。

- 一、讀書 電信電話に關する規則類
- 二、作文 簡牘文
- 三、筆跡 楷書行書
- 四、算術 加減乗除

其他便宜一二の科目を増すことあり。

▲試験及第者 は、必要に應じ、隨時見習とし、交換の實務を練習せしめたる上、適當と認めたる者より、順次電話交換手に採用せらる。而して此見習中は、一日金十錢の手當を給せらる。

▲電話交換手の給料 は、日給金五十錢以下にして、初採用者は概ね女子(晝勤)なれば日給十八錢、男子(夜勤)なれば日給貳拾五錢なるが、漸次五十錢迄昇給するも

のどす。尙ほ手當として、特別勉勵の者には、年末に於て七圓以内を給與せらる。其他場合に依り、臨時手當金を給與せらるゝこともあり。

○鐵道局運輸部

▲傳習所 鐵道局運輸部員養成の爲め、同部内に「鐵道運輸事務傳習所」といふもの設置しあり、其規則書は左の如し。

鐵道運輸事務傳習所規則

第一章 總 則

第一條 本所は鐵道運輸に關する一般事務の概要を教示し運輸部員を養成するを以て目的とす
第二條 傳習生修業期限を定むるは左の如し但し本科生は速成科を卒りたる後本所の見込を以て就學せしむるものとす

速成科生	六箇月
本科 生	一箇年

第三條 傳習生には其課業に要する書籍類及器具器機を貸與し若くは其他の用品を給與することあるべし且在學中手當として日額金拾錢を支給すべし

但病氣又は事故不參の日は支給せざるべし

第四條 修學中途にして退學し若くは退學を命ぜられ又は卒業後就職せざるときは手當金及學費一箇月金五十

鐵道局運輸部

官廳會社工場之部

一四

錢の割合を還納せしむべし但學費は一箇月未滿の端日數は其月の大小に依り日割を以て還納せしむべし

第五條 傳習生は卒業後本科生二箇年速成科生一箇年間鐵道作業局運輸部に奉職する義務あるものとす

第六條 卒業就職後前條義務年限中に辭職し若くは職を免ぜられたる場合は一週間以内に左の割合を以て就學中の手當金及學費を還納せしむべし

但官の都合に依り職を免じたるとき若くは兵役の爲め辭職する場合は此限にあらず

本科 生

在職 一箇年未滿

就學中手當金及學費の全額

在職 二箇年未滿

同 半額

速成科 生

在職 六箇月未滿

就學中手當金及學費の全額

在職 一箇年未滿

半額

學費は第四條に記載の割合に依り計算するものとす

第二章 學科及課程

第七條 學科科目は左の如し

- 物理化學の大意
- 電氣通信技術
- 電信法規
- 數學
- 英語

- 簿記
- 統計

鐵道法規及商法大意

第八條 前條の課目を速成科本科に區別し其課程を定むるに左の如し

速成科

物理化學の大意

數學

英語

簿記

統計

鐵道法規

實地見習

電氣通信技術

電信法規

本科

數學

英語

簿記

統計

鐵道局運輸部

分數 比 比例

ナショナルリーダー第二篇

會話 習字

運輸收入上使用する諸帳表取扱順序

鐵道統計の大意

運轉上の諸規則

乗客貨物取扱上の諸規則

代數 幾何の初歩

ナショナルリーダー第四篇

會話 作文 習字 翻譯

簿記 運輸收入上使用する諸帳表取扱順序

鐵道統計

一五

鐵道法規

運轉上の諸規則

實地見習

乗客貨物取扱上の諸規則

商法

大意

電氣通信技術

電信法規

第三章 試業

第九條 試業を分て通常試験及卒業試験とす

第十條 通常試験は既に履修したる科目に就き毎月之を行ひ卒業試験は全期修業の終りに於て之を執行す

第十一條 卒業試験に落第したる者は退學を命ず

但卒業の見込ある者は試験後三十日を超過する日數を與へて再修せしめ更に卒業試験を執行することあるべし

第四章 學期

第十二條 學期は一年を二分し四月より九月及十月より翌年三月迄とす

第十三條 休業日は日曜日、祭日、祝日、及年末年始の休暇日(十二月二十九日より翌年一月七日に至る)とす

第十四條 授業時間及實地見習時間は一週二十八時間とす

但時宜に依り、増減することあるべし

第五章 入退學

第十五條 本所は毎學期の始めに於て一般に募集し入學を許す

第十六條 傳習生となすべき者は左の各項に合格したる者に限る

但試験合格者定員より多きときは優先者より順次之を採用す

但試験合格者定員より多きときは優先者より順次之を採用す

品行端正なる者

身體健全なる者

學業試験に及第したるもの

第十七條 入學試験の程度は左の如し

漢字

漢字、文、リ、文

算術

算術、代、算、文

英文

英文、文、文

物理

物理、力、學、文

化学

化学、力、學、文

生物

生物、力、學、文

地理

地理、力、學、文

歴史

歴史、力、學、文

法律

法律、力、學、文

政治

政治、力、學、文

経済

経済、力、學、文

教育

教育、力、學、文

衛生

衛生、力、學、文

音楽

音楽、力、學、文

美術

美術、力、學、文

図画

図画、力、學、文

書道

書道、力、學、文

英語

英語、力、學、文

その他

その他、力、學、文

入學試験

入學試験、力、學、文

退學

退學、力、學、文

鐵道法規
實地見習

運轉上の諸規則
乗客貨物取扱上の諸規則

商法
電氣通信技術
電信法規

大意

第三章 試業

第九條 試業を分て通常試験及卒業試験とす

第十條 通常試験は既に履修したる科目に就き毎月之を行ひ卒業試験は全期修業の終りに於て之を執行す

第十一條 卒業試験に落第したる者は退學を命ず
但成業の見込ある者は試験後三十日を越ゆる日數を與へて再修せしめ更に卒業試験を執行することあるべし

第四章 學期

第十二條 學期は一年を二分し四月より九月及十月より翌年三月迄とす

第十三條 休業日は日曜日、祭日、祝日、及年末年始の休業日(十二月二十九日より翌年一月七日に至る)とす

第十四條 授業時間及實地見習時間は一週二十八時間とす
但時宜に依り、増減することあるべし

第五章 入退學

第十五條 本所は毎學期の始めに於て一般に募集し入學を許す

第十六條 傳習生となすべき者は左の各項に合格したる者に限る

但試験合格者定員より多きときは優等者より順次之を採用す

年齢滿十六年以上二十五年未滿の者

品行端正なる者

身體強壯なる者

視聽力完全なる者

學術試験に及第したるもの

第十七條 入學試験の程度は左の如し

讀書	漢字	交り文
作文	普通	往復文
算術	加減乘除	(珠算及筆算)
英語	綴字、讀方、譯解、書方、	

第十八條 入學試験を受けんと欲する者は甲號書式の願書に履歷書を添へ本所に差出すべし

第十九條 入學を許されたる者は其當日より三日以内に乙號書式に依り保證人連署せし入學誓約書を本所に差出すべし

第二十條 傳習生學業進歩せざるか又は身體虛弱若くは品行不良にして成業就職の見込なしと認むるときは退學を命ずべし

第六章 保證

第二十一條 傳習生身元保證人は二名を要し本所所在地に於て一家計を立つる丁年以上の男子にして傳習生の身分に關し一切の事を引受尙第四條及第六條の場合に於ける辨償の義務を引受くるに足る者に限る

傳習生連署部

第二十二條 本人は勿論保證人住所を轉し又は改印する等のことあるときは一週間以内に本人及保證人連署を以て届出つへし

第二十三條 保證人死亡若しくは他府縣に轉籍する等實際保證人の義務を盡す能はざる事情の生ずるときは直に第二十一條に合格する保證人を以て之に代へ更に届出つへし

第二十四條 傳習生疾病或は不得止事故ありて遲刻若しくは缺席する者は其事由を詳記し保證人より届出つへし

甲號書式

入學願書

(用紙美濃紙)

本籍職業族(戸主にあらざれば何某子弟)

氏名

年月日生

私職今般鐵道運輸事務傳習所に入學仕度志願に候間御試験相成度履歷書相添此段御願申候也

宿所

氏名

年月日

鐵道作業局運輸部長宛

乙號書式

印紙

入學誓約書

今般私儀志願の通鐵道運輸事務傳習生に御採用相成候に付ては御規則相守修業勉勵可致は勿論實務拜命の日より少くも奉職義務年限中運輸事務に従事仕何れの地方へ在勤するとも決して異議申問敷候若し疾病等にて退學又は辭職願出るか若しくは退學又は免職せられ候節は御規則の通就學中御支給金還納可仕依て身元保證人連署誓約如斯候也

年月日

本籍職業族 氏名

身元保證人 同 氏名

身元保證人 同 氏名

鐵道作業運輸部長宛

●卒業後 傳習所を卒業すれば、直ちに驛員其他適當の勤務に採用せらる(日給參拾七錢以上)夫より以上は、各自の勤勉次第にて願を追うて驛長其他の地位を得ることあるべし。

●汽車課機關方 志願者は、最初掃除夫に雇はれ、(身元保證人一名を要す)其名の如く役目は機關を掃除するにありて、日給三十錢以上四十錢以下なり。普通二三年も掃除夫に従事すれば、畧は機關の取扱を覺ゆ、其上にて見習火夫(日給四十

錢以上五十錢以下)に昇進し、夫より火夫、機關方見習と、順を経て機關方となる。機關方の給料は、最初日給六十錢以上一圓位なり。

日本鐵道株式會社

▲電○信○手○見○習○募○集　の設けありて、應募者は規定の期限内見習生として事務を實修し(此間は辨當料を支給さる)愈々電信手となれば、日給四十錢前後を給せられ、夫より改札掛り、車掌見習、車掌、助役等と順を追うて驛長ともなるなり、驛長の給料は、日給は最初六十錢以上一圓位までなり。
▲身元保證書　同社へ入るには左の如き身元保證書を差出すなり。

身元保證書

印紙

原籍
現住所
本人

右今般貴會社ニ御採用相成候ニ付テハ拙者共其身元保證人ニ相立候儀相違無之候然る上は貴會社の諸規則命令等總て嚴重に遵守爲致可申は勿論萬一本人の不都合より貴會

社に對し損害を醸し候節は貴會社の御指揮に任せ拙者共に於て悉皆引受賠償仕り決して貴會社に御迷惑相懸け申間敷候爲後日保證書仍而如件
年　月　日

日本鐵道株式會社	原籍、現住所	本人
社長	保證人	
殿	原籍、現住所	本人
	保證人	
	原籍、現住所	本人
	保證人	

○東京馬車鐵道會社

本社は芝區沙留町に在り。明治三十二年品川馬車鐵道會社と合併し、社運益盛なり。馭者及び車掌志願者を隨時に募集す。

▲馭○者○車○掌○志○願○手○續　年齢は、成年以上三十歳以下にて、身體健全、少しく普通學の素養あらば十分なり。志願書の文例は左の如し。

取者(或は車掌) 志願書

原籍 何時 誰

族籍 何年 月 日 生

履 歴

右取者或は車掌志願に付き御検査の上御採用可被下候也

年 月 日

右身元引受人

何 誰

東京馬車鐵道會社 御中

右の志願書を出せば會社にては、一應簡單なる試験を行ひ、合格すれば、見習に採用せらる。見習中は一日金二十錢の辨當料を給せらる。(取者車掌とも同様なり)

取者の見習 は、無經驗の者にてても、概ね一ヶ月位。

車掌の見習 は、二三週間位にて、孰れも習得し直ちに五等取者、又は五等車

掌となり、馬車に乗込み、一人前の月給を支給せらる。

一人前の月給額 は、同社月々の収入高の四分を、取者車掌の給料に充つること、定めあるが故に、自ら毎月多少の差ありて、一月、盆、花見時の如き、所謂人出のある乗車人の多き月には、其給料十五六圓に上ることあれども、平常の月は大概十二三圓に止まり、平均して十四圓位に當るといふ。

等級と精勤賞 取者、車掌は、五等より一等及び組長までの區別ありて、其等級により毎月精勤賞と云ふものを與へらる。これは一ヶ月間、別に過失無く、只神妙に勤めさへすれば、與へらるものにて、總じて之を受けぬ者は無き位なり。此區別は左表の如し。

組長三圓△一等二圓五十錢△二等二圓△三等一圓五十錢△四等一圓△五等九十錢

此外に尙ほ月次賞 と云ふものあり。これは前の精勤賞と異なる所ありて、何人も必ず與へらるゝにはあらず、取締其他の人々が、總體に就きて日々其勤方を十分に調査し、一ヶ月間に其成績の最も良好なる者に與へらるゝものにて、其額は、

一圓乃至一圓五十錢なり。此賞典こそ昇等の便となるものとす。

▲昇等の順序 五等より四等に昇るは、普通何人にも三ヶ月位なるも、其後は、前記の月次賞が便となりて、一ヶ年の中に一度或は二度昇等して、五六年勤続すれば、大抵の者は、一等となるなり。其上がすなはち組長にて、是れまでは其月給は五等の時と異ならざるなり。組長の上に至れば即ち、

▲訓練 となる。訓練は、既に社員扱ひとなり、月給は十八圓より二十圓位までにて、半期の賞典は月給の二倍位に當る。

▲取者の携帶品料 取者、車掌總て其待遇同一なれど、只茲に取者のみに限りて携帶品料（一圓五十錢）を毎月支給せらるゝなり。

▲等級の目標 即ち其帽子に一線なるは五等、昇等する毎に一線宛加はるなり。

▲休日と買上げ 定休日は一ヶ月に四回にて、其休日に出勤を命ぜらるゝものは、買上料として四十錢を給せらる。

▲服装 紺の洋服、帽子、靴等は、總て同社より給せらる。

○王子製紙會社

北豊島郡王子村にあり、現在職工數は、男工百七十人、女工百十五人なり。

▲職工の年齢 は、男女共に十五歳以上、五十歳位までとす。されど、男工は二十歳以上四十歳以下の壯年血氣の者多く、女工は十六歳以上三十歳前後の者多し。

▲賃金 は、女子は十四錢以上二十二錢までなれど、男工は月給にて七圓五十錢以上、最高者十二圓なり。男工給料の決定するは、新入者は最初職工試験人として日給廿五六錢を給し置き、一二ヶ月を経て、愈見込あらば、本雇職工に採用し、月給を支給す。但し特別の技能を有し、相當の紹介者ある者は、直ちに本雇に採用することあり。

▲男女の職業 は、種々に區別せられて、女工には三種あり。(一)仕上りたる紙の善き悪しさを撰別するもの。(二)ぼろの撰別。(三)藁の撰別の三種あり。男工には十三種あり、即ち左の如し。

(一)抄紙方 (二)洗打方 (三)晒方 (四)藁煮方 (五)破布及び藁撰別方 (七)糊附方 (八)仕上方 (九)汽罐方 (十)機關方 (十一)鍛冶方 (十二)大工方 (十三)油

方

▲職工の被服 是、男女共一切給與せず。

▲通勤 職工は、男女共通勤者のみにして、寄宿舎を設けず。

▲申込手續 職工たらんとするものは、當社員、又は職工の紹介にて申込み、身體強壯にして能く勞力に堪へ、且東京府下に確實なる保證人ある者に限る。

▲労働時間 是、日の長短によりて異なれども、大抵十二時間以内にして、晝夜交替をなす。休憩時間は一時間なり。

▲賞與金 是、毎半季の終りに支給するものなるが、其割合は、月給額及び出勤日数の多少によりて差あるも、男工は大抵上等職工にして半季に六七圓位、女子は二圓位なり。此他に、十年以上繼續して職工たるものは、滿年給與支金といふ制あり。これは十年以上勤続したるものに支給し、出勤及び給料により差あれど、十年勤続

者に三十圓より四十圓まで、十年以上は五年を増す毎にこれを支給す。

▲職工の住所 是、通勤に差支なければ、如何なる所に住するも可なれど、從來は當地附近の土着者を採用し居れり。

▲職工の入浴 是、構内に浴室の設けありて、職工一同をして入浴せしむ。入浴室は、他會社に對して本社の大に誇る所なりといふ。

▲職工の負傷死亡 職工にて業務上負傷したる者あれば、輕傷者は會社の囑托醫、重傷者は本郷區順天堂病院、若くは千住名倉病院にて治療せしめ、其の費用は、悉皆會社にて支拂ふ。又治療の爲め、引籠中は、日給三分の二を支給す。又職工にて業務上重傷を負ひて死亡し、又は在職中病死したる者へは、相當の埋葬料及び遺族扶助料を給し、又負傷の結果、不具となるも、相當の業務に就かしめ、決して之を解雇することなく、又解雇を願ふものには、相當の手當を支給す。

此外、職工の父母妻子にて病死者あるときは、會社にて棺其他葬具等を調製して、現物にて支給し居れり。

右の外、職工災厄法、慈善法等ありて、夫々職工の災厄を救助する方法の設けあり。

○株式會社秀英舎

本舎は、京橋區西紺屋町にあり、牛込區市谷加賀町一丁目第一工場を構へ、

營業項目は、活版、石版、木版、電氣版、諸版彫刻、各種印刷、製本等にして、現在職工千有餘名を有し、同業者中最も信用ある大工場なり。

▲習業生募集 世の年少者に職業を授くる爲め、同社にては、習業生の募集を爲す。其修業部門は、活版部、印刷部、石版部、活字鑄造部、鉛版部、電氣版部、製肉部、鍛冶部の各部なり。

▲習業生志願者心得 は、左の如し。

○年齢は滿十三年以上滿十七年以下にして普通の文字を読み、且つ身體健全なる者（但し尋常小學卒業證書を有する者は無試験にて採用す）△入舎を乞ふ者は二名（内一名は市内居住の者）の證人を立て申込むへし△入舎後試験済の上は契約書に戸籍役場の證明書を添へ差入れしむ△入舎後試験済の上は寄宿舎に入れ三食及一箇月金五十錢以上金四圓までの手當を給す（但し寢具は自辦たるへし）△習業期は四箇年以上六箇年以内とす滿期卒業の上は舎工として待遇す（但し石版彫刻生は七箇年とす）△習業生一日の労働時間は九時間とす（但し習練の後舎業繁忙なるときは夜業をなさしむ此場合には時間に應じ手當を與ふ）△習業生には日曜日を除き隔日に漢英學の二科を教授す△習業生には毎年二季に被服を給す△習業生には入浴料を與ふ△習業生の衣服洗濯及裁縫は當舎に於て引受くへし△習業生病氣に罹るときは當舎の囑托醫に就き治療を受けしむ（但し囑托醫の診断に依り重症の者は保證人をして引取らしむ）△習業生には舎則に依り年末賞與金を與ふ△習業生卒業の上は月給九圓以上金二十圓以下を給し尙は一ヶ月金十圓以内の手當を給することあるへし（但し月給額は試験の上之を定む）△習業生卒業の上勤續の者は其年末に於て四年生に金十圓、五年生以

上に金貳拾圓の被服料を與ふ△習業生卒業の後は年金五圓を給し尙は爾後五ヶ年毎に金五圓を追加す（但し四年生は習業期を推算して五ヶ年勤續の後之を給す）

以上は、習業生の心得にて次には同じく同舎にて、募集せる、

▲見習職工志願者心得 を記すべし。即ち△見習職工は、滿十四年以上にして普通の文字を読み、身體健全、且つ熱心に斯業を習得せんと欲するもの△見習職工は左の別に依り入舎せしむ。

○滿十四年以上十七年以下活版部及び鑄造部幼年見習職工とす。

○滿十八年以上二十二年以下印刷部及び石版部青年見習職工とす。

△入舎を請ふ者は二名（内一名は市内居住の者）の證人を立て申込むへし△入舎後三日間試業の上契約書に戸籍役場の證明書を添へ差入れしむ△幼年見習職工は當初日給金十五錢以上を給す爾後業務を習熟するに隨ひ漸次増給す△青年見習職工は當初日給金廿錢以上を給す爾後業務を習熟するに隨ひ漸次増給す△一日の労働時間は九時間とす（但し習練の後舎業繁忙なるときは夜業をなさしむ此場合には時間に應じ手當を與ふ）△見習職工病氣に罹るときは囑托醫の治療を受けるを許す（但し薬價は自辦たるへし）見習職工は其希望に依り三食を給す（但し食料は時價に因り給料より引去るへし）△見習職工にして遠路通勤者は特に勤勉なる者に限り特別の便利を與へ舎内に寄宿せしむ△見習職工にして滿一ヶ年以上勤續の者は舎則に依り年末賞與金を與ふ△見習職工にして舎工に昇級するは通例五ヶ年とす（但し技術行狀拔群なる者は滿一ヶ年の後舎工に昇級せしむるもあるへし）△舎工に昇級せし者は舎則に依り年金を與ふ

以上は、見習職工の心得なり、次には同舎工場を左に記さん。

▲秀英舎工場規則

第一條 是職工は舎工、備工の二種に分ち習業生並に見習職工を置く△第二條

舎工は月給とし備工は日給とす△第三條 給料は月給と日給とに分ち其給額を左の如く定む尙ほ本人の勉強と熟練とにより逐次増給すへし

○舎工の部 月給金七圓以上金二十圓以下但し舎工に限り一ヶ月金拾圓以内の手當を給することあるへし
○備工の部 日給金十五錢以上七十錢以下

△第四條 備工にして技術行狀拔群なる者は舎工に昇給するもあるべし△第五條 舎工となり滿五ヶ年以上勤続したる者は褒賞として年金五圓を給し以後五ヶ年毎に金五圓の増加金を給す尙ほ習業生にして卒業後勤續の者は習業年期を算して之を給し女工にして五ヶ年以上精勤の者は撰拔の上之を給す△第六條 舎工は積金をなすへし其手續は別に之を定む(但し備工は志望により之を許す)△第七條 賃銀は其月廿六日より翌月廿五日迄一ヶ月を定む毎月末日を以て之を支給す(但し舎工及習業生も雖も規定日の外に休業する時は給料を支給せず)△第八條 休業は毎月一日及十六日とす△第九條 職工(見習職工)備入の節は試業として三日間出合せしむ試業済の上雇入の節は契約書(下に掲ぐる書式に依る)を差入るべし又習業生は試業済の上契約書(下に掲ぐる書式に依る)を差入るへし但し本人及證人共現居住地を變更したる節は必ず届け出つへし△第十條 自己の都合により休業をなさんとする時は前以て届出で許可を受くべし若し疾病其他緊急の場合許可を受くへきの暇なきときは書面を以て其旨届出へし△第十一條 病氣休業七日以上に亘る者は醫師の診断書添へ届出へし若し故なく欠勤七日以上に涉り届出せざる者は除名す△第十二條 職工は各自擔當の業務に精勤するは勿論器械及諸品を整頓し決して錯亂紛擾の弊ならしむべし△第十三條 課長に於て新に課内に施行せんとする一切の事件は監事の許可を受くべし△第十四條 労働時間は九時間とす但し其時間は日の

長短により場内に提示すへし△第十五條 始業時間には直ちに仕事に就き終業時間迄は仕事を離るべからず且終業時間前に歸り仕度となすべからず△第十六條 就業時間に後れ出合したる者は其遅参時間に應じ相當の給料を減すへし△第十七條 舎業繁忙にして夜業をなすときは時間割にて其給料を與へ夜業就業前に三十分間の休憩を許すへし但休憩時間は夜業労働時間に合算す△第十八條 就業中は妄りに外來の人に接見し或は舍外に出つる等總て工務を妨ぐるの所爲若くは怠慢の事あるべからず△第十九條 就業中喫煙雑話を禁す△第二十條 酒氣を帯びて出合し若くは風紀を紊亂する如き所爲あるものは退場せしむべし△第二十一條 職工習業生及見習職工には舍則に依り年末賞與金を與ふ

以上は工場規則にて、尙ほ

▲寄宿舎規則 を記せば、

△各室整理の爲め左の職員を置く習業生は總て其指揮に遵ふへし

○習業生監督一名、助役一名、取締若干名

△習業生監督は監事の命を受けて全習業生を總轄し蕭陶の責に任す△助役は習業生監督を補佐す△取締は習業生十名毎に一名を置き習業生監督の指揮を受け幹旋の義務を盡すへし△衛生掛は取締より撰拔し之を命す△衛生掛は習業生全般の衛生に關する事項を取扱ふものとす△各室の定員は三十三名とす但し室内の廣狹に依り増減することあるべし△各室に於ては取締の中より毎日交代に當番を定め室内に於ける事務を取扱ふべし△室内に起臥するものは長幼の序を守りて互に親睦し尙も友愛の情義に違ふことあるべからず△室内の清潔は各自の健康を保つ基なれば各室に於ては掃除當番を定め一週一回必ず清潔検査を監事に於て行ふべし△寢具は一週一回必ず日光に曝し塵埃を打去るべし△各室の窓は可及的開放し通氣を謀るべし△衣服は可及的洗濯し汚穢ならしむべからず且つ工場服と通常服とは區別すべし△習業生は日曜日を除き隔日に

職工契約書 は、左の如し。

職工契約書

(用紙美濃紙)

元籍、
現住所、
何之、
誰

私儀今般賃金何々部職工として入舎相願候處御聞届相成候に付爲後日入置申契約書左の如し

第一條 契約年期は明治何年何月何日より明治何年何月何日迄向何々年間にして該年限中は決して解約請求致問敷候事

第二條 右年限中は御規則を遵守し誠實を旨とし規定の時間に違ひ業務に勉勵可致候事

第三條 都合により寄宿相願候時本人病氣の節は保證人引取り療養せしむ可く候事

第四條 年限中無據解約を請ふ節は二週間前に申出で御承諾を経るに非されば決して他の御同業者へ雇はれ申問敷候事

第五條 妄りに欠勤致し怠惰不品行にして工務を妨げ若しくは他の職工習業生等に害を蒙らしむべき行爲ありたるときは右年限中と雖も何時御解雇相成候共毫も異議申問敷候事

右之條々契約致し候上は之を確守可致は勿論若し本人不都合の行爲より賃金に對し損害等相願し候節は保證人は本人と連帶して其賠償の責任を負擔可致候且つ下名の者共現住地を變更したる節は必ず其都府御届可致爲後證仍而如件

明治 年 月 日

秀英 舍長

本人 何 之 誰

何府縣何市町村何番地 誰

保證人 何 之 誰

何 誰

何 誰

何 誰

何 誰

何 誰

何 誰

何 誰

東京製絨株式會社

北豊島郡王子村に在り。現在職工男女合して七百餘人、工場は機械、紡績、整理、染色、細糸の五課に分れ居れり。

▲工場規定 男工は十四年以上三十五年以下を採用す△幼年男工は日給金十二

錢、普通男工は同金二十錢を初給とし、技能の熟練進歩に従ひ、漸次増給して金一圓

十錢より一圓五十錢に至る△日給は總て一日十時間の標準なり、故に十時間以上の

労働を爲すものは此比準に従ひ算出増給するものとす△月給の制なし△男工は寄宿

舎を設けず△就業は午前六時に始まり、午後六時に終る、此間食事時間三十分を除

き、毎日十一時三十分間の労働とす△獎勵金は毎年二季の決算期に當り本社定款に

従ひ、技術の優劣、就業の勤怠を標準として、各等差を立て之を給與す△職工に死亡

負傷又は罹病者あるときは、其工業に原因するに依り、扶助規程に據り之を扶

助す、其金額は負傷疾病及び死亡の状況に従ひ各等差ありと雖も、負傷には終身年

金、十ヶ年々金の二種、死亡には一時贈與金、祭祀料の二種、罹病には救済扶助の

金、十ヶ年々金の二種、死亡には一時贈與金、祭祀料の二種、罹病には救済扶助の

金、十ヶ年々金の二種、死亡には一時贈與金、祭祀料の二種、罹病には救済扶助の

金、十ヶ年々金の二種、死亡には一時贈與金、祭祀料の二種、罹病には救済扶助の

方法あり、尙ほ満期扶助なるものありて、定期職工の期限満期には、男工は其日給の五十日分以上百五十日分以内、女工は同三十日分以上九十日分以内を給す△職工の浴場は二ヶ所に設け、一は女工寄宿舎の専屬と爲し、一は男女各其室を離隔して毎日入浴せしむ△女工は十二三歳より四十歳までにして、日給は最初十四錢より三十五六錢に至り、八十錢を高度とす△寄宿舎は遠國より來る者を寄宿せしむ△女工の被服は就業中給す

○合名會社後藤毛織物製造所

東京府下荏原郡大井村字太刀ヶ原にあり。男女職工千二百餘人を有し、一ヶ年の製造高百三十萬圓を下らず。工場は、製糸場と織物場の二つに分れ、原料たる濠洲産の羊毛を糸とするより、織上げて市場に出すまで、其順序の整然として規律ある、府下有數の大工場なり。

▲職工 となるには、男女とも十六歳以上、四十歳以下にて、身許保證人一名を要し、普通の志願書を差出せば、最初見習職工に採用さるゝなり。

▲見習職工 の中には、日給十五錢にて、素人から入りたるものでも、通常十日間も経れば、仕事を習得する事が出来る。覺悟込んでからは、男女とも三十錢の日給となり、夫からは腕次第、働次第で、女は五六十錢、男は七八十錢位取れる様になる斯うなれば最早

▲一人前の職工 にて仕事を奨励する爲め、別に設けある受負物等へ手を出せば、男工は一圓以上も稼ぐ事が出来る。

▲無欠勤賞に十ヶ年勤續賞 一ヶ月の間、欠勤が無ければ、其月の給料の一分が賞與となり、十ヶ年同社へ勤續すれば、老衰或は疾病等にて假令出勤せざるも、終身年金を得らるゝなり。

▲就業時間と仕事着 就業時間は、六時より六時まで晝夜交代、仕事着は、男女とも木綿地の筒袖を着する規定なり。

▲工場之最寄に住居 せんことを望むものには、特別に低廉に借得らるゝべき家屋、下宿屋の設備あり。

○株式會社東京石川島造船所

工場の規模最も大にして而も整頓せる市内第一の造船所なり、現在職工千餘人を有し、修業生徒の募集を爲す。

▲修業生徒募集規則 は左の如し。

- △第一條 當造船所修業生徒ハ年齢十二年以上ニシテ造船職若クハ機械職熱心ノモノタルベシ
- △第二條 修業生徒ハ豫メ年期ヲ定メテ入場スルモノトス但シ年期ハ五ヶ年以上七ヶ年マテトス
- △第三條 修業生徒ニシテ年齢十五年以上ノ者ハ寄宿舎ノ都合ニヨリ入舎ヲ許スベシ入舎ノ上ハ寄宿生心得ヲ遵守スヘシ
- △第四條 修業生徒ハ入場後八錢ヨリ少カラサル日給ヲ與ヘ滿期後ハ其技能ニ應ジ相當ノ給料ヲ與フヘシ
- △第五條 修業生徒ハ入職金壹圓ヲ納入シ別記ノ誓約書ヲ差出スヘシ、身元引受人ハ正副二人ヲ要シ且ツ共ニ府下ニ於テ一家ヲ成シ居ル者ニ限ル
- △第六條 修業生徒ハ年期中ト雖モ平素勤勉ナル者ハ都合ニヨリ製圖課修業生ニ轉セシムルコトアルヘシ
- △第七條 修業生徒ハ日給ヲ受クル以上ハ年期中毎月左ノ割合ヲ以テ積立金ヲナシ滿期ニ至リテ之ヲ受納スルモノトス
(日給金六錢以上十錢以下ノ者ハ毎月金十錢宛、日給金十錢以上二十錢以下ノ者ハ毎月金二十錢宛、以下之ニ依フ)
- △第八條 修業生徒年期中自己ノ都合ヲ以テ恣ニ退場シ又ハ犯則ノ廉ヲ以テ退場ヲ命ゼラレタルトキハ前條ニ掲ゲタル積立金ハ當所ニ沒收シ尙ホ退場ノ日迄ニ給與シタル給料合金ノ半額又ハ金十五圓ヨリ少カラス

金三十圓ヨリ多カラサル金額ヲ修業料トシテ辨償セシムヘシ

△第九條 修業生徒就業時間ハ他ノ職工ト同一タルヘシ

△第十條 修業生徒缺勤スルトキハ當日午前七時迄ニ其事由ヲ届出ツヘシ但シ三日以上缺勤スルトキハ病氣ハ醫師ノ診察書ヲ添ヘ事故ハ身元引受人連署ニテ届出ヘシ

△第十一條 修業生徒ハ左ノ諸項ヲ遵守スヘキモノトス
一、入場者ハ専心職務ニ従事シ謹直ヲ旨トシ私慾不正ノ行爲ヲナスヘカラス
二、工事上當所ノ利益ト信認スルコトアラバ速ニ課長ヘ其意見ヲ申告スヘキト
三、當所各部工業上秘密ニ係ル事柄又ハ意匠等ヲ他ヘ洩ス可カラザル
四、當所役員各頭目ニ對シ不遜ノ行爲ヲナス可カラサル
五、此規則ハ勿論工場諸規則ヲ遵守スヘキト
六、給料ハ各自ノ技能ニヨリ支給セラル、モノニ付キ之ニ對シテ不服ヲ唱フ可カラサル
七、業務ノ餘暇各自學術ヲ勉勵シ決シテ遊惰ニ耽ル可カラザル

△第十二條 第十條ニ違背シタル者ハ罰金ヲ課シ無届缺勤五回以上又ハ三日以上引續キ無届缺勤ヲナシタル者及ヒ第十一條第一、第三、第七ノ諸項ニ違背シタルモノハ退場ヲ命ジ第四、第五、第六ノ諸項ニ違背シタル者ハ相當ノ罰ヲ加ヘ時宜ニヨリテハ退場ヲ命スルモノトス

▲修業生徒誓約書 ハ左ノ如シ。

印紙 誓約書

私儀豫而、職熱心ニ候處今般貴社修業生徒トシテ明治 年 月 日ヨリ來

株式會社東京石川島造船所

ル明治 年 月 日迄 年間入場ノ儀御許諾相成候ニ付テハ修業生徒規則堅ク遵守シ専心業務ヲ勉勵可仕候年期中自己ノ都合ヲ以テ退場仕候カ又ハ御規則ニ悖戻シ第十二條ノ處分ヲ受候節ハ第八條規定ノ償金無相違相納可申候爲後證誓約書仍而如件

年 月 日

區 町 丁目 番地
何 丁目 誰 生

明治 年 月 日

株式石川島造船所專務取締 殿

右ニ係ル一切ノ事件ハ拙者等引受申候處相違無之若償金等差出候場合ニ於テ本人支辨出來兼候節ハ拙者等引受訖度辨償可仕依而致奥書候也

年 月 日

正身元引受人 區 町 丁目 番地
誰 誰
副身元引受人 區 町 丁目 番地
誰 誰

右は修業生徒の心得なるが、相當の腕を持ちたる者が同所へ入場するには、別に六ヶ敷こと無く、普通の志願書に自己の履歷書を添へ、一名の身元引受人あらば差支なし、愈々採用されて入場すれば、

▲二三日の間は見習。 たらざるを得ず。見習中は、辨當料として二十錢宛を支給せられ、確然受持の定まりてより、其人の腕次第、五十錢より一圓位までの間に日

給を定めらる。夫よりは勉勵次第で漸々昇給もすれば、各部に一名づ、設けある組長と云ふ者になることあり。組長になれば、普通日給一圓五十錢となり、其上に至れば、技手となることもあり、事務員となることもあり。

▲就業時間と夜業。 就業時間は、午前六時半より午後五時までにて、午後五時より同九時まで夜業を爲せば、一日分の給料の半額となり、同十二時まですれば一日分の給料となり、翌朝の六時半まですれば二日分餘の給料となる。

▲富二慈惠會。 同造船所員の發企に係る同會は、同造船所創立者故平野富二氏の功德を紀念とし會名となしたるものにて、同所に従事する役員、被備者及び有志家より寄附金を募り、會員中の罹災者及び死亡者の遺族を賑救するにあつて、同造船所に身を置くものは、其役員、被備者たるを問はず、會員なるの義務を有す。

▲休日。 毎日曜及び大祭日なり。

○品川製塲所

府下在原郡品川町大字二日五日市に在り、製塲及び硝子器一切を製出する工場

にして、貸費生徒募集の設けあり。

貸費生徒規則

年齢十二歳以上十五歳以下△卒業期限ハ十二歳及び十三歳ノ者ハ七ケ年、十四歳ノ者ハ六ケ年、十五歳ノ者ハ五ケ年ナリ△期限内ハ食料、衣服、小遣錢等總テノ經費一切ヲ貸與ス、貸與シタル金額ハ其給料ノ内ヲ以テ毎月、卒業マテニ返附セシム△卒業ノ上ハ職工組長トシテ一ヶ月三十圓以上五十圓以下ヲ給ス△就業ノ餘暇普通教育ヲ授ク△同生徒タラントスル者ハ身元保證人ヲ要ス△病氣ノ節ハ相當ノ手當ヲ爲シ又本人ノ望ニ依リ歸宅保養ヲ許ス△卒業前二ケ年ハ義務トシテ毎月収入ノ十分ノ二ヲ工場ヘ納メシム△左ニ示ス如ク差引殘金ハ卒業ノ節ニ渡ス

平均	就業平均壹ケ年三百廿四日収入金額	衣食料其他小使等	義務トシテ納メシムル十分ノ二	差引不足	差引殘リ金
初年	十二錢	三十八圓八十錢	六十二圓	廿三圓廿錢	
二年	十四錢	四十五圓三十六錢	六十五圓	十九圓廿四錢	
三年	十六錢	五十一圓八十四錢	六十八圓	十六圓十六錢	
四年	二十錢	六十四圓八十錢	七十二圓	七圓廿錢	
五年	五十錢	百六十二圓	七十七圓	計六十五圓八十錢	十九圓二十錢

六年	七十五錢	二百四十三圓	八十四圓	四十八圓十五錢	
七年	一圓	三百廿四圓	九十二圓	六十四圓八十錢	百六十七圓廿錢
計	九百廿九圓八十錢	五百廿圓	百十二圓九十五錢		二百九十七圓廿五錢

右貸費生徒志願書ノ書式ハ普通ノ文例にて規則中にある如く、身元保證人一名と連署をすれば可なり。

相當の腕を持ちたる者 此職業に付きて一通りの腕を持ちたる者なれば、打付け日給七八十錢を得べく、それよりは勉強次第にて、老練の域に達すれば、一等職工(月給四十圓)となることを得。

▲半期賞與と就業時間 成績の善惡に依りて、半期に夫々の賞與金あり。就業時間ハ毎日九時間の規定なり。

○浅野セメント會社

深川區清住町なる太川岸に數基の煙突の樹立せる大工場あり、是ぞ浅野セメント

浅野セメント會社

トの製造所にして、場に從事せる職工百五十餘名を註せらる。

▲職工志願者 是、府下居住の身元引受人二名を要し、志願者の年齢は、二十歳以上、志願書の書式は、其意味さへ通じ居れば可なりとす。

▲見習期限は二ヶ月 職工となるには、二ヶ月間の見習をせねばならぬ、此間は日給卅七錢宛を支給せられ、愈々職工となれば最初は四十錢が普通なり。

▲將來の給料 四十錢の職工となつた後は、各自の勉勵次第で、五十錢より六十錢と、一二年の内に一人前の職工(日給七十錢)となるは容易である。

▲賞與金、就業時間、休日 毎月末及び半期に賞與制度がある。就業時間は午前六時より午後六時までにて、一時間の休暇あり。休日は毎月一日十五日の両日。

○東京精米會社

玄米を白米に搗上ぐる工場にして、總てに於て其の準備の完全せる、府下の同業者中第一に位するもの、工場は京橋區月島町に在り。

▲職工の區別 工場に從事せる職工の區別は、搗方、斗方、糠方、俵方の四つに分

れ、其の日給の區別は左の如し。

△搗方	三十錢より四十五錢
△斗方	二十五錢より四十錢
△糠方	三十錢前後
△俵方	二十錢より二十五錢

にして、孰れも二週間目に給料を支拂ふ規定なり。

▲皆勤賞と特別賞與 二週間皆勤の者へは、其給料の一日分乃至二日分の賞與あり、尙ほ特に勉勵せしものへは、五錢以上四十錢以下の特別賞與金あり。

▲夜業 夜業の節は、一時間毎に其給料の一割を増給す。

▲職工志願者の手續 通常の志願書に身元、引受人二名を要す。身元引受人の無き者は、同社にて設備しある左の二名の中の一名を引受人とせば可なり。

- △神田區和泉町一番地 川上源作
- △京橋區長澤町十五番地 新井弼一

然れども、此二名の中を身元引受人に立つるものは、同工場に在る間、二週間目に

十二錢宛を同人等に支拂ふ規定あり。

▲寄宿舎と食料 工場構内に寄宿舎の設けあり、食料として十錢（一日分）の外は寢具等一切社費なり。

○芝浦製作所

芝區金杉新濱町に在り、(電話番号新橋三五〇番) 船舶電機諸器械の製造を以て有名なり。

▲職工の賃銀 日給五十錢より一圓位までにして、十五日、晦日が支拂日なり。

▲半期賞與と三ヶ年賞 職工に對する半期の賞金は、五圓乃至十圓にて。三ヶ年同所へ勤續するものは、十圓乃至二十圓の特別賞與あり。

▲職工の將來 職工にして多年勤務したるものは、其人物により、組長、世話役等にもなれ、或は事務員となることも出來得るなり。

▲工科大學出身者 にして、同所の技師に聘せらるるものは、其給料五十圓前後なり。

▲職工の手續 普通の志願者に身元保證人一名を要するのみなり。見習中は通例三日間にして、此間は食料（一日分）二十錢を給せらるるなり。

○合資會社櫻組

本社は京橋區築地一丁目にあり。北品川及び地方今戸等に工場を有し、其業務は、製靴、製革等なり。

▲生徒養成 の設けあり、其期限は五ヶ年或は七ヶ年にして、卒業後は七十五錢より、一圓以上の日給を與へらる。

▲生徒中の収益(靴工) 一足の靴を造れば、十錢より十五錢を給せらる、規定にて、普通一日に二足宛は造り上げる事が出来る。而して其得たる給料の内より、寄宿舎の賄料十二錢を支拂ひ、尙ほ二分の積立金を引去り、其殘金が收入となるなり。

▲職工の給料 生徒以外にて、既に其職を腕に持つた者が、同社の職工となれば、五十錢以上一圓位まで給料なり。

▲賞與、就業時間、休日 月末に及び其月の成績良好の者へは賞與金あり、規定

の休日の外、皆勤せし者へは、特別賞與金として五圓以上を與へらる。就業時間は、九時間、定休日は一日十五日の兩日なり。

○東京株式取引所

○東京米穀取引所

○東京物品取引所

▲書記志願手續

所員たらんとする者は、先づ最初書記の志願を爲す。其手續は、自己の履歷書に普通の志願書を差出し規定の採用試験を受く。其試験科目は、加減乗除の珠算及び洋算、體格検査、日本外史の素讀、記事文、書取等なり。

▲見習書記

前記の試験に及第して採用せらるゝ場合には、確實なる身元引受人二名以上選擇の上、始めて入社することを得るなり。されど當分の内は、見習書記といへる名目の下に備はるゝなり。(月給八圓位)

▲最初の役

は、場の立會中、諸株式の出來直の札を掲ぐるの外、差したる用向

あらず。

▲札廻し

右の出來直の札を散々掲げて、少しく事務に馴れたる上は、立會場の上の高場にある三期例へば、一、二、三、月期と三枚并べある札を、順次に帳附の木を入れるゝに連れて旋迴し、賣買の出來たる直段を大呼して札を掲げる者へ知らせるなり。されど聲のみにては聞誤りもあるが故に、即ち自己の手を共に出して知らざる、其手の出し方は左の如し。

▲手の出し方

人差指を一本出せば、一。中指と二本出せば二、薬指と三本出せば三、小指と四本出せば四なり、其處で五、は片手の指を悉く開いて出す、六は親指一本を出す、七は親指と人差指、八は親指と人差指と薬指、九は片手を全く握りて出す、十は兩方の手を皆んな開いて十本の指を出すなり。斯くして圓以下十錢より九十錢迄は右の通りにて只手を當り前に出す。圓以上即ち一圓といへるときは人差指を出して輪を掛くるが如く、グルリと廻す、他は皆同じ。

▲帳附け

右の札廻しを修業し、追々出世すれば、更に帳附けと爲る。帳附けとは、各種の株式を、仲買人同志が立會中に賣買するのを、甲が何枚何程にて賣り、

乙が何枚何程にて買ひたるといふ事を書取るのであるが、これは中々容易に出来得る者ではない。第一に百名近くの仲買の代理人、即ち場立と稱する者の面を能く知らねばいけぬ。何故といふに大勢の人間が、利害得失を争ふ商戦の場合とて、喧々囂々甲より乙、乙より丙、丙より丁と買買するのを、一々見て始めて記するものなればなり。其れで間違がある様では何にもならず、又愚圖々々して居ては到底電光石火の中に賣買を完結するの用に立たざれば、敵の十、十五位宛は始終胸中に貯へ置く程でなければいけぬ。故に機敏なる人でなければ、元より出来ざれども、一つは熟練にも依るなり。

▲**上席書記** 帳附けの上は、上席書記となるなり。立會場に理事が檢分して居る直ぐ其の下の處、即ち帳附の側に帳附に向ひ、誰が何、誰が何と、丸で氣狂の様なつて賣買の出来たのを附けさして居る者あるが、是が即ち上席書記にて其仕事の至極六ヶ敷きものにして、平時にありては左迄の事なきも、一朝相場の大高下ありて紛擾を醸すが如き時には、理事に次ぐべき重き責任がある。其れは何株なり相場を寄附かしむる時の事で、賣方は少しでも安く寄附けんとし、買方は又少しでも高

く寄附かしめんと、競ふは人情の常なれば、其時は此の上席書記が尤も英斷を要するの場合である。双方の立て直を聞き、平均を得たる處を以て、始めて寄附かしむるといふ譯なれば、頗る技量なくてはならぬ。理事よりも或る點に於ては一倍技倆を要するなり。其代り給料も貳拾圓以上三十圓位は得られ、其他半期の配當及仲買人の心附等にて、多分の收入があるなり。

○**内國通運株式會社**

▲**擔保金と入社の手續** 社員となるには、擔保（金三十圓或は五十圓）を納入するを要す。而して入社志願者は、同社員一名を紹介人として、左の如き志願書を差出すなり。

志願書

私職貴社へ勤務志願ニ付何卒御採用被成下度尤も服務中は総て御社則を相守見元擔保物件等を可差出に勿論正實勤勉仕貴社の御都合に無之限りに勤務中自己の都合を以て濫りに退勤等不仕候別紙履歴書相添此段奉願候也

明治 年 月 日

内國通運株式會社

附録 各種職人

○洋服裁縫職人

▲修業 年期小僧よりたゞき上ぐるものにて、修業中、其人の得手、不得手から、裁方（洋服地の寸法を合せて裁合せの役）ともなり、縫方（裁方の裁ちし物を縫ふ役）ともなり、ミシン方（縫方の仕上げをミシンに掛ける役）ともなるものにて、此三通を三通とも遣り得る職人は至つて稀なり。

▲給料 裁方は月給二十圓内外、縫方は仕上げの數によりて賃銀の定めあり、一ヶ月の平均は、上の部にて二十圓内外、並の部にて十五圓内外なり。ミシン方は割合に低額にて八圓より十圓位までなり。

○鋳屋職人

▲修業 年期奉公を勤め上げて、一人前の職人となるものにて、其種類は鋳銚、袋物銚、道具銚、器械銚、時計附屬銚、煙管等なり。

▲給料 食料は雇主持ちにて、日給左表の如し。

鋳銚	四五十錢
袋物銚	三十錢内外
道具銚	三十錢内外
器械銚	三四十錢
時計附屬銚	三十錢内外
煙管銚	三四十錢

○肉切職人

▲修業 最初は下足番か出前持ちに住込み、夫より骨掃除（骨に附着し居る肉を削取る役）三番板、二番板と順を経て一番板となるものなり。

▲給料 雇主にて食料を持ち出前持及下足番は（二三圓）骨掃除は（五圓内外）三番板は（六七圓）二番板は（十二圓内外）一番板（十五圓内外）なり。

▲手間宿 同職人の手間宿は、京橋區木挽町五丁目三竹、深川區安宅町岡鶴等

にて、口入の周旋料は、給料の五分を當人と雇主とより取るものにて、職人が初めて此手間宿へ掛る時は、加入金として三圓を要するなり。
○餘德 同職人の餘德は、骨等にて、普通の店にて一ヶ月三圓内外あり、其半額は一番板のものにて、他は二番板以下で分配するなり。

○理髮職人

▲修業 年期奉公を爲し、最初は客の頭を洗ひ、夫より剃刀を持ち、修業を重ねて、刈込みの出來得る様になるまでは、随分熟練を要する職なり。
▲給料 此職人は、何れも食料は雇主持ちにて、月給と日給とあり、月給は七八圓、日給は四五錢の割合なり。
▲年の暮 年末は同職の最も忙しき時にて、此際即ち十二月二十五日より同三十一日まで七日間の給料は、其月給と日給とを問はず、總て六圓宛の規定なり。
▲手間宿 同職人の手間宿は、神田區小柳町の豊後屋、日本橋區小傳馬^{うは}上町の長谷川、同區營屋町の大野にて、此手間宿が身元引受人となり、市内の各理髮床へ雇

はれるなり。其周旋料は、約束の給料の五分を當人及び雇主より取るものにて、即ち一割の規定なり。

○菓子職人

▲修業 年期奉公を爲し修業を積むが順序なれど、或は中年から「働き」と云ふ名目の下に菓子屋へ雇はれ、當人の勉強次第で、立派な職人となる事も出來得るなり。
▲給料 日給と月給との區別ありて、月給は上職人（十五圓内外）並職人（八圓より十圓内外）にて、西洋菓子職人は其數少なければ、亦割合よく月給（二十五圓内外）なり。
▲彼岸と年の暮 春秋の彼岸及び年の暮は、同職人の需用夥しく、従つて此際の給料は割増しとなり、月極者は其給料の五割増し、日給者は一圓以上となるなり。
▲手間宿 同職人の手間宿は、淺草區向柳原町の簀榮、同區新福井町の松新、神田區松下町の紅屋等にて、此手間宿の周旋で、府下の菓子商何れにても住込み事が

出来得るなり。而して其周旋料は給料の四分、即ち一圓で四錢宛の規定なり。

○料理職人

▲**修業** 最初は料理店へ河岸揚(毎朝買出人と共に魚河岸へ行き荷揚げを爲す役)か出前持に住み、夫より洗方を覺じ、脇鍋わきなべから立鍋たてなべ、脇板前わきいた、焼方やきかた、盛出しもりだしと順序を経て立板前たていたとはなるものなり。

▲**給料** 普通河岸揚及び出前持(二圓)洗方(四圓より六圓)脇鍋(八圓)立鍋(十二圓)脇板前(十二圓)立板前(十五圓)にて、何れも食料は雇主持ちなり。

▲**親分** 同職人にして雇はれ口を求むるには、親分と云ふものあり、即ち日本橋區品川町の上又、同町の上金、同町の柳長他五軒にて、此親分の手を経て料理店へ住込む事となり居り、其周旋料は給料の三分なり。

▲**餘徳**、同職人の餘徳は、魚腸及び鯉汁売等にて、普通の料理店にても、一ヶ月に三圓内外は出るものなり。

○天麩羅屋職人

▲**修業** 此職人の最初は「働き」として出前持、其他雑用を爲すものに雇はれ、夫より割方きりかたとして揚種を調理する事を覺じ、揚方となるものなり。

▲**給料** 何れも向應にて、働きは(二圓内外)割方は(五圓内外)揚方は(八圓より十圓内外)なり。

▲**餘徳** 同職人の餘徳は揚売にて、普通の店にて毎月二三圓は出で、是を職人同士分配するなり。

勞働社會 就業案内終

明治三十三年五月二十七日印刷
明治三十三年五月三十一日發行

定價金拾五錢

編輯者兼
發行者

川 上 五 平

東京市神田區南甲賀町八番地

印刷者

中 西 美 重 藏

東京市麹町區內幸町一丁目五番地

印刷所

ジヤパン、タイムス社

東京市麹町區內幸町一丁目五番地

不許複製

發行所

內外出版協會


東京市神田區南甲賀町八番地

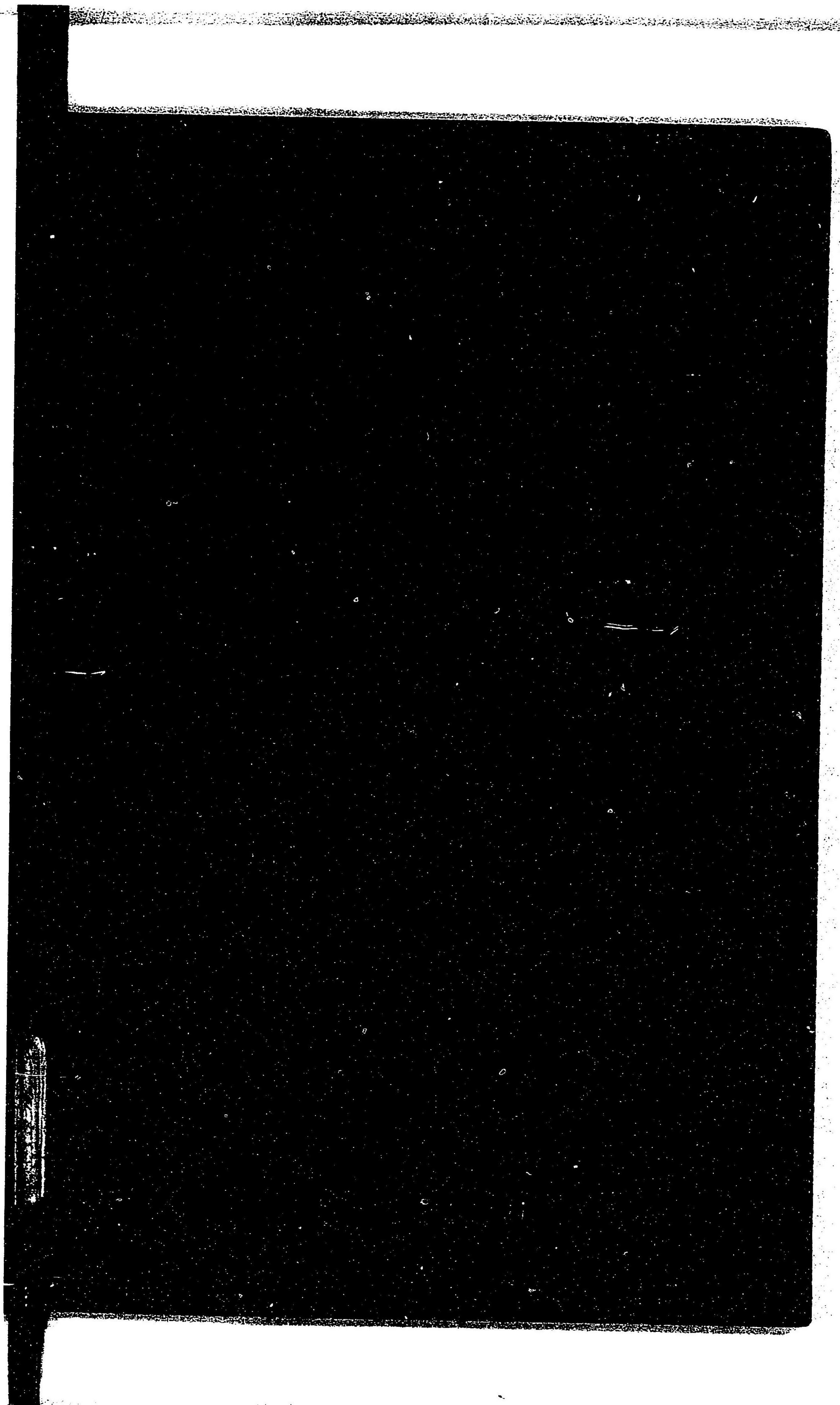
1-496

定期刊行案內書類

書名	發行期	定價	郵稅
東京遊學案內	二月 八月	金參拾錢	金四錢
就職受験案內	六月 十二月	金貳拾錢	金貳錢
勞働社會 就業案內	五月	金拾五錢	金貳錢
避暑案內	七月	金廿五錢	金四錢

近刊
 讀書案內
 營業案內
 東京案內
 移住案內
 海外旅行案內
 等





82

216

041632-000-0

82-216

労働社会就業案内

川上 五平 / 編

M33

BDH-0099



